

令和2年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
税務課長	田 島 直 樹
企画課長	山 内 明
住民課長	赤 塚 暢 子
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子
建設課長	森 泰 人
教育文化課長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第3号）

令和2年6月17日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第30号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 第31号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第4 第32号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第5 第33号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第34号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第7 第35号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第8 第40号議案 笠松町総合計画条例について
- 日程第9 第41号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第42号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について

- 日程第11 第43号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第44号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第45号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第46号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第47号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第49号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第50号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第51号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 第52号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 第53号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 第54号議案 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により、順次質問を許します。

5番 川島議員。

○5番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回の質問は2点で、スマート保育園の導入についてとGIGAスクールについて質問させていただきます。

まず、スマート保育園のほうから始めさせていただきます。

現在では、様々なスマート保育園サービスが既に複数展開されております。これはAIやIoT技術を活用し、保育園管理をサポートするシステムのことです。

人口減少社会を迎え、子育て支援として働く保護者への支援は欠かせないものとなっています。しかし、保育士不足が叫ばれるようになって久しい気がいたします。国・県、基礎的自治体によって様々な対応がなされてきました。待機児童解消加速化プランに基づき、保育の担い手の量的拡充と質の向上を図ることを目的に、2015年11月9日月曜日、第1回保育士等確保対策検討会が開催されました。その第3回会議の公開資料、保育士等における現状のレポートで示された離職率は、以下のようにしております。

公立保育園の常勤保育士の数は32万196人で、離職者数は3万2,823人となり、離職率は10.3%になっています。さらに私立保育園については12%と高くなっています。勤続年数についても私立では14年以上の保育士さんが20.2%、公立では40.4%と2倍の開きがあります。女性全体の平均勤続年数が7年台にあるのに比べれば長くなりますが、離職復帰後の非正規も含まれているため、単純には比較できないと考えています。一つの考え方として、公立と私立の差の問題点を考えるべきだと思います。公立保育園の保育士さんは、いわゆる公務員扱いであるため、法律や条例の遵守が行われていることも要因の一つではないかと考えております。

さきに上げたレポートの中の保育士における現在の職場の改善希望状況にある離職理由のベスト3は以下のとおりです。1位、給与・賞与等の改善59%、2位、職員数の増員40.4%、3位、事務・雑務の軽減34.9%となっております。もちろん給与格差や保育士の有効求人倍率等は都道府県による格差が大きくあるのは承知の上ですが、内容については大きな差はないと考

えております。

さらに、厚生労働省の調査には現れない離職者の方から生の声を得られる回答は、以下のような方向を見ることができました。1位、勤務時間が長い、会議等で帰宅は深夜、さらに持ち帰る事務仕事がある。2位、人間関係がぎくしゃく、園内の人間関係、保護者への配慮などで考えていた保育士像とは異なる。3位、保育方針が違う、たくさんの子供たちと向き合いたいと考えていたが、保護者の顔色をうかがう経営側と考えが合わないなどが上げられています。

全ての点に共通要因として考えられるのは、人手不足ではないかと思います。長時間労働も人間関係も余裕がある勤務形態に改善できれば緩和されるのではないかと思います。さらに子供と向き合う時間も人手不足解消で多く取れると考えることができるのではないのでしょうか。

笠松町は、地域振興公社が経営する保育園については大きな人手不足とは言えないのかもしれませんが、求人について御苦労されているということは常に伺っております。

これらの一つの解決策として、AIやIoTの技術を活用したスマート保育園の導入があります。代表的サービスは以下の3種から成り立っています。

1つ、ヘルスサービス、医療機器を活用した自動午睡チェック、体温計の自動転送による一括管理、2つ目、フォトサービス、膨大な数の写真をAIによる自動選別で保護者への提供、3つ目、ICTサービス、職員のシフト管理、登降園管理、電子連絡帳や帳票管理などです。これらを有効に使うことで人手不足をICTシステムに置き換えることができ、本来の保育にかかる時間を確保、保育士の充実した労働環境に変えていくことができると考えられます。

また、感染症対策としての検温の簡素化、休園措置や保護者との連絡の簡便化を図ることで安心・安全な保育環境を構築できるのではないかと考えております。共働き世帯が増加していく上では社会インフラとしての保育施設は必要不可欠なものであること、都市部からの移住の促進や近隣自治体間競争に勝ち抜いていくためには、共働き世帯支援としての子育て支援は不可欠と考えております。笠松町としてのお考えをお聞かせください。

次に、GIGAスクールについての質問に移ります。

笠松町の小・中学校各教室に電子黒板が入り始めて5年目になろうとしています。各教室に配備していただいたおかげで、先生方のスキルもかなり向上したとお聞きしております。特に笠松中学校ではコロナ禍での対応や再開後の授業では、そのスキルが十分発揮できているとお聞きしましたし、先日見てもきました。

コロナウイルス感染症拡大第2波、第3波に備え、この時期に国庫補助を最大限に活用し、児童・生徒1人1台タブレットの計画を立てられたのは、現時点ではベターな対応であると考えております。予算化していただいたことには大変感謝をいたしております。Society5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用は必須であると考えております。今さらGIGAスクール、Global and Innovation Gateway for Allスクー

ルにおいて説明は省きますが、今回の整備について質問をさせていただきます。

令和2年4月7日、閣議決定を受けて、事務連絡として各都道府県教育委員会学校設備整備等担当課長宛ての文書で示された令和5年度までの児童・生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC、パソコンを用いた問題演習による学習、評価が可能なプラットフォームの実現を目指すことによる予算化が果たされた結果と理解していますが、間違いありませんか。この閣議決定がなければ、笠松町での今年度導入予算化は難しかったのではないかと考えております。今回、笠松町が選定したのは国庫補助金額を超えるものとお聞きしておりますが、その機器を選定した経緯と理由をお聞かせください。

また、脆弱だったWi-Fi環境も増強予算となっています。この仕様についてもお聞かせください。基幹LANが10ギガビットパーセコンドの資料には記載してあります。現在広く普及している無線LANの規格はアイ・イー・イー・イー802.11acです。無線LANの業界団体、Wi-Fi Allianceの製品認証プログラム名称ではWi-Fi 5とされています。Wi-Fi 5の対応機器が世に出始める頃には、新規格アイ・イー・イー・イー802.11axのWi-Fi 6が予定されるほど、世の中の変化のスピードは驚くほど速いのです。今回の増強のWi-Fiの規格はどれに当たりますか。さらに、携帯電話のキャリアでは5Gと言われる新規格の市場サービスが一部地域で始まっています。これは伝送速度が20ギガビットパーセコンドであり、現在主流の4Gに比べると20倍に当たります。この技術を使ったローカル5Gという選択肢もあります。5Gの特徴である高速・大容量、高信頼、低遅延性通信、多数同時接続に加えてSIMカードによる認証のため、セキュリティーが普通のWi-Fiに比べて格段に向上いたします。高価であることや免許が必要であるためのデメリットもありますが、学校におけるIoTには欠かせない伝送規格の一つであることに違いはありません。これについて検討はされましたか、学校のICT環境の基盤整備の支援として、ローカル5Gについても文科省は言及されております。

GIGAスクールシステム的前提として、クラウドシステムがあります。文科省のGIGAスクールの資料にも、クラウドを前提に以前から質問等でお問い合わせしてきました統合型校務支援システムがありますが、これについてはどのようにお考えですか。すみません、これは昨年度、もう既に整備されておりました、申し訳ないです。

次に、スキルの問題があります。GIGAスクール構想の加速による学びの保障、令和2年度補正予算、文科省の資料によると、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなど、ICT技術者の配置経費を支援に105億円を計上しています。笠松町ではICT支援員の配置はどのようになっていますか、十分な人数とスキルの確保はできていますか、お答えください。

教員の皆さんには、教えのスキルの獲得に集中していただかなくてはなりません。システムや機器の使用方法などのスキルについては専門家をお願いしなくてはなりません。整備した機器の活用を積極的に進めることができないのではないかと考えています。

「子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を」の資料によりますと、「目指すべき次世代の学校・教育現場」と題し、以下のようなことを求めています。学びにおける時間・距離などの制約を取り払う～遠隔・オンライン授業の実施～、個別に最適で効果的な学びや支援～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～するということ、プロジェクト型学習を通じて創造性を育む～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM——これは分かりにくいですね、科学とか技術、工学、数学の——教育の実現～ということです。校務の効率化～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～行う、学びの知見の共有や生成～教師の経験知と科学的視点のベストミックス（EBPMの促進）～などのように、ICTスキルの向上にはとどまらず、今までの一斉教育では考えられない思考の変化が求められているのではないかと考えています。これらに対応できる学校現場全体のスキル向上、管理をどのように行うのかお答えください。

さらに、障害のある児童・生徒のための入出力支援装置整備に11億円が計上されております。視覚や聴覚、身体等に障害のある児童・生徒が端末の使用に当たって必要となる障害に対応した入出力装置の整備の支援が求められています。それだけではなく、タブレット等の使用方法についても特別に配慮が必要なお子さんたちもおられます。

6月7日、一般社団法人こども発達支援研究会主催の第10回こども発達支援研修会～ASD（自閉症スペクトラム）の基礎と支援方法～の中で前田智行講師に質問したところ、タイピングができるようになることで、文字を手書きすることが苦手な子供たちの学習意欲が格段に上がるとお答えを頂きました。タブレット等を使いこなすことで、こうしたお子さん方の未来について、明るい光をもたらすものであると考えます。これこそがGIGAスクールの根底にある「特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備する」ための具現化だと感じています。障害者差別解消法の示すところのICT機器の活用を含め、個別指導をこの機会を契機に実現していただきたいのですが、その考え方を示してください。

これで1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんの御質問の、私のほうからはICT活用のスマート保育園の導入における考えについての御質問に対する答弁を行いたいと思います。

議員御提案のスマート保育園の代表的なサービスであります自動午睡チェックなどのヘルス

サービス、職員のシフト管理や登降園管理などのICTサービスの導入は、保育士の様々な事務の効率化が図られ、業務の負担軽減や保育の質の向上、さらには保護者の利便性の向上にもつながっていくとともに、児童の事故防止など安心・安全な保育環境の構築が期待できるものだと考えております。

また、議員が説明されたように、保育士における職場の改善希望状況にあります離職理由の一つである事務・雑務の軽減にもつながり、離職率が下がるとともに人材不足も改善されていくことも期待されると考えます。

このように、ICT活用によるスマート保育園の導入は有効な手段だと考えますので、今後、財政的支援を考慮しながら各保育所・保育園とともに協議検討してまいりたいと考えております。

GIGAスクールの機器選定の件につきましては、部長より答弁いたします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

川島議員の御質問、GIGAスクールについてお答えをいたします。

児童・生徒は、Society5.0と呼ばれる予測困難な時代を生きていくこととなります。その社会は今日以上に多様な情報にあふれ、インターネット等を通して容易に情報を得られる時代となると推察されます。そうした時代においては、情報の信憑性を判断しながら必要な情報を選択し、整理、処理し、新たな価値を持った情報をつくり上げていく力が必要になってくると思います。まさに答えのない社会に答えをつくっていくこととなります。したがって、知識を蓄積していく学びはもちろん大切ですが、獲得した知識を活用して新たな知恵をつくり出す思考力、判断力、想像力等を育む学びも重視してまいります。

今年度より小学校が、また来年度からは中学校で新学習指導要領が全面実施となります。学校の授業においてどのように学ぶかという課題解決の過程や方法を見直すとともに、ICTを活用することにより学び方の幅を広げていきたいと考えます。このことにより、主体的に学ぶ児童・生徒が今以上に増えてくることを期待しています。

今後、GIGAスクール構想の実現に向けては、児童・生徒の端末整備、学校ネットワーク環境の全校整備、GIGAスクールサポーターの配置、家庭でのオンライン学習環境の整備支援等がなされていきますが、これらの整備を生かしながら児童・生徒の心に火をつけ、新たな課題について真剣に考え、仲間と交流し、考えを交流して解決し、新たな知識や技能を獲得する授業を進めてまいりたいと考えています。

また、教職員は、児童・生徒の考えを引き出し、コーディネートする力が重要となってきますので、そうした視点で授業改善に努めてまいりたいと考えております。

続いての御質問、3項目め、教員のスキル向上とリモートの可能性と手法をどのように考えるのかについてお答えをします。

I C Tの先端技術を効果的に活用する場として、学習の幅を広める遠隔・オンラインの学習、習熟度に応じた学習ができ、自動採点による教師の負担軽減を図るA Iを活用したドリル学習、興味・関心を喚起するデジタル教科書や教材の活用、収集したデータに基づくセンシングによる指導、調べ学習や疑似体験に効果のあるA RやV Rの活用、児童・生徒による考えの比較、議論を促す協働学習支援ツールの活用、書類作成の負担軽減や情報共有によるきめ細かな指導につなぐ統合型校務支援システムの活用などが考えられます。

これらの活用を促進するためには、教員のスキル向上は欠かせません。現在、羽島郡内ではI C T推進委員を対象とする研修を年3回、夏季研修講座を年1回、校務支援システムに関する研修を年2回実施するなど、教員研修の場を設けています。

今後、教員一人一人がI C T活用の目的を理解し、I C T活用の知識や、それを生かした分かりやすい授業に向けた指導力を高めるために、各学校のI C T推進委員による研修の継続、日常の教科、学年間での交流をするなど、日々の相談研修、先進自治体の教材研究や授業実践の事例等の収集と活用、岐阜連携都市圏の連携事業における教員研修への参加等を通して、資質・能力の向上を図りたいと考えています。研修では、教職員がこれは便利だ、ぜひ使いたいという意識や意欲を持って、学んだことや身につけたことを校内の職員に広めてくれることを期待しています。

また、I C T活用には機器の特性の理解や機器操作について、ある程度の習熟が必要となります。そこで、機器トラブル等に対する技術支援、活用方法への助言などは、機器メンテナンス業者によるサポートを位置づけたいと考えています。また、教員の業務負担を軽減するとともに、分かりやすく円滑な授業を実施するために、I C T機器に造詣が深く、教育内容や教材の知識も有するI C T支援員を配置するなど、教員の支援体制についても検討をしております。

続いて、4項目めの発達障害児へのスキル向上をどのように考えるのか、読み上げ、カメラ機能、テスト、提出物への対応はどのように考えるのかについてお答えをします。

I C T活用をすることにより、発達障害のある児童・生徒の様々な困難を取り除いたり、減らしたりすることが可能となり、児童・生徒の可能性を一層広げることが期待できます。例えば、文字を読むことに難しさを感じている児童・生徒は、板書やプロジェクターの内容がすぐに読み取れず、読むことに時間がかかる、単語や文章を飛ばしたり、文書をどこまで読んだか分からなくなったりするなどの様子を示します。その背景には、その文字がどういう形をしているのか分からない、その文字が表す音を想起することに時間がかかる、行末から次の行頭への視点の移動がスムーズにいかずずれてしまう、注意して読むことに集中ができない、どこまで読んだか覚えていられないなど様々な原因があると考えられます。

これらの困難さに対してI C T機器は、板書やプロジェクターで映し出した内容をデジタル

カメラやタブレットパソコンで撮影・記録することで、授業後も自分のペースで学習することができます。デジタル教材には文章を音声により再生させたり、再生されている箇所をアンダーラインで表示させたりすることができます。読みやすい大きさに拡大をしたり、フォントや行、文字間隔を調整したり、漢字にルビを表示したりなどの機能が役立つと考えています。音読を行う前にデジタル教材の読み上げ機能を使い、単語や漢字をどのように読むのかについてあらかじめ学びます。このことにより、聞くことはできるが読むことが苦手な児童・生徒でも取り組みやすくなり、今までよりも音読にかかる時間が減少します。教室内での一斉読みや一文読みへの参加もスムーズになるでしょう。また、音声読み上げ機能において、読み上げ速度を調整することで、児童・生徒が自分にとって理解しやすいスピードで聞くことも可能となります。さらに、教科書を音読しているときに、どこの行を読んでいるのか分からなくなったり、読み飛ばしなどがある場合は定規を当てて読んだり、厚紙等をくりぬいて囲みを作り、読みたい部分に注目したりする従来の教材・教具を併せて活用するという方法もあります。

以上、読むことに難しさを感じている児童・生徒に対するICTの活用例を上げましたが、ほかにも見ること、ノートを取ること、計算すること、調べること、集中すること、細やかな作業や操作をすること、聞くことなどに困難さを抱いている児童・生徒がいます。そうした困難さを理解し、支援をすることでできるようになることが数多くあります。また、できることが増えることで自信が持て、より主体的な活動につながると考えます。このことは、合理的配慮の点からも大切なことだと考えています。

ICT機器は、これらの困難さをサポートしたり、自信をつけたり、あるいは学習意欲を高めたりする際に使える道具となります。ただし、あくまでも道具ですので、使う側のスキルが重要になります。子供の気持ちを考え、ICT機器を使うことで何ができ、どのような効果があるのかを明確にして使用していくこと、その積み重ねにより、少しずつでも喜び、楽しみながらスキルを獲得していくことが大切だと考えます。困り感を抱いている児童・生徒が一人でも多く学習の内容にアクセスできるようになることを期待しています。今後も一人一人のニーズに応じた活用方法について研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） 私からは、GIGAスクールについての2つ目の機器選定の件についてお答えをさせていただきます。

1人1台端末につきましては、文部科学省により3パターンのOSモデル例が提示されております。1つ目はWindows、2つ目はクローム、3つ目はiPadです。この選定につきましては、羽島郡二町教育委員会と協議を行い、これまで整備してきたICT機器との互換性及び将来的なデジタル教科書の導入を見据えた上でWindowsを選定しました。

機種につきましては、児童・生徒が使いやすい軽量の端末を想定しております。

保証につきましては、自然故障及び物損故障がついており、保証期間は3年間で、家庭への持ち帰りも想定しているため、保証期間が長いこと、物損故障がついていることが選定理由の一つでもあります。

また、校内での活用に加え、屋外での観察学習などでの活用においてもキーボードの脱着ができ、タブレットのみで重さは約600グラムと軽量で、低学年においては使いやすいタブレットでもあります。

ソフトウェアにつきましては、現在パソコン教室で使用している授業支援システムがクラウドでも対応することができ、校内だけでなく、インターネット環境があれば家庭での学習においても活用ができ、教員の負担軽減においても期待できます。

加えて、セキュリティー対策ソフトも常設されておりますので、児童・生徒は安心してインターネット等が使用できます。

以上のことから、町では低学年であれば重量面、高学年であれば保証面、全学年共通として安全面、機能面が充実しているものを重視し、数多くあるG I G Aスクール用の端末ラインナップから国庫補助額4万5,000円に収まる当該機種を選定いたしました。

なお、保証料及びソフトウェア使用料は補助対象外であるため、端末購入費の予算計上が補助額を上回る金額になっております。したがって、児童・生徒にとって妥当性のある機種であるものと認識しております。

なお、購入する1,684台のうち10台は予備機としておりますので、教員の研修用として先行的に配備する予定をしております。

続いて、校内LANにつきましては、既に小学校ではWi-Fi5の環境が整備されておりますが、今回、中学校の普通教室、一部特別教室及び小・中学校の体育館、新たにWi-Fi5へ整備します。ローカル5Gにつきましては、当地域ではサービス提供がまだされておらず、今後無線局の免許取得が必要であること、他の自治体の導入実績がないことなど、総合的に勘案して見送ることいたしました。

統合型校務支援システムにつきましては、既に昨年9月より導入しており、今年度からは出席簿、指導要録及び調査書も利用を開始し、データのクラウド管理が行われております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 教育長も町のほうも大変前向きな詳しい答弁を頂きまして、ありがとうございます。

スマート保育園の整備も前向きに検討していただけるということで、大変ありがたく思っております。

先日、現場の保育士さんのところへ行ってお話を聞いてまいりました。やっぱり保育士さん

方は若い人がわりかし多い、地域振興公社の方は結構年配の方もお見えなんですけど、若い人も大変多い、そういうこともありますし、当然保護者の方も若い人が多いということで、そういう ICT を使ったサービスは大変要望が強いというふうにお聞きいたしました。

それと、午睡チェック、既にもう使われているというふうにもお聞きしました。その辺のところは現場の声はどのようにお聞きになっていますか、お答えください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） その辺りについては、私は直接耳にしておりません。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

令和元年度からゼロ歳児を対象に午睡センサーを5台導入されているようです。実際にお子さんの服の上のところに付けていただいて、寝返りをしてうつ伏せになったりすると、うつ伏せになったよという合図がパソコンというか、そちらのほうに示されるということで、もしそれがなければ保育士さんは常にお子さんの状況を見ていないといけませんので、そういう点では大変便利なものだというふうに言っておられました。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。実際に自動午睡チェックを使っていたらということですので、調べましたら、補助メニューも多分あるだろうと思いますので、保育士さんや保護者の意見もお聞きしながら進めていっていただきたいとお願いをしておきます。

次に、GIGAスクールのほうに移らせていただきます。

まずは町のほうに質問をさせていただきますが、電子黒板の導入も随分一般質問とか議案の中でも要望をしてまいりました。最初に電子黒板を入れていただいてから5年ほどたつわけですけれども、6年ほど前に、発達に障害のあるお子さんのためにタブレットを持ち込んでいいだろうかということをお聞きしたところ、当時拒否されてしまいました。当時はまだ障害者差別解消法もありませんでしたし、なかなか現場でのスキル向上というか、認識がなかったのでは仕方がないと思うんですが、まだ電子黒板を入れたらどうなるんやという思いもあつてここまで来ました。

今回2次補正ということで、大変地方自治体にとってありがたい2次補正の補助金が出るということだったので整備されてきましたけれども、この5年間、どのような戦略を立てて笠松町は臨もうとしていたのか、その点について質問いたします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今、学校現場のことをお尋ねになったと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

電子黒板であるとか、プロジェクターであるとか、本当に今、学校をのぞくと手頃に使っている先生が、非常に多いなと思っています。

戦略としましては、児童・生徒の興味関心を高め、学習意欲の向上を図るということ、それから思考力、表現力を高めるということ、確かな知識や技能を習得するために、今整理をしておるところでございます。そういった目的で指導をまいりました。

具体的には、デジタル教科書や教材の映像、それから資料映像を提示したり、あるいは児童・生徒の作品やノートを投影し、そこで講義をしたり、あるいは理科の実験であるとか、体育の運動のポイントであるとか、あるいは音楽の音取りといいますか、そういったところでも使用しているということで、そういった活用場面がございます。

電子黒板であるとかプロジェクターの活用については、教員が分かりやすい授業を目指して効率化を図れるよさですとか、そうしたものを実感してきているなあということを感じます。こうした姿をGIGAスクール構想のほうにつないでいきたいと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 教育委員会として取り組んでこられたことというのは、大変よいと分かります。先日も笠松中学校へ授業の風景を見に行つてまいりました。体育館を4つに分けて、教室を空けて、2つの教室に生徒をそれぞれ密にならないように分けてリモートで授業をされている。実際に家庭とリモートで結んで遠隔授業もされている。5年前に入れた電子黒板をフルに使っていただいて、授業を進めていただいているということが大変よく分かりました。5年間使っていただいたスキルの蓄積というのが随分あるんだなあ。一生懸命それをフルに活用するために、校長先生を含め、現場の先生方々が本当に苦勞されて実現されていた。子供たちの学習の保障というものを一生懸命取り組んでいただいているというのが手に取るように分かる現場でした。そういうことで、教育委員会のほうが一生懸命やっていたということは何は分かりました。

笠松町がどのように考えているかというのは、町側のサイドの、今答弁はありませんでしたが、今回それは次回に送るとして、2次補正により今回補助金が1台当たり4万5,000円出るというふうに聞きました。機器の値段はそれよりも高いというふうに聞いておりますが、Windowsということで、当然Windowsの更新ということが出てきます。数年後には、今はWindows10ですが、次は何になるかちょっと分かりませんが、そのときに、当然今Windows7がもう対象から外れて、セキュリティーの保護ができなくなるので、例えば公民館の講座でも自前のやつを持ってきてくれという話を聞きました。そうなってしまうと、この千六百八十何台を買い換えなければならないということになります。そのときの計画というのは、もう必ず来ることは分かっているんですが、町としてはどのような対応を取られるのかお

聞かせ願います。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

OSの更新につきましては、令和元年12月に文部科学省より国のGIGAスクール構想が打ち出され、令和5年度までに児童・生徒一人一人に端末整備をする旨指針が出されました。それを受け、当町においても計画的に、学年ごとに整備する予定で進めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により臨時休業が長期化したことにより、全学年分の端末の整備を今年度中に前倒しをし、国からの補助金も今年度しか対象にならないことから1,684台のタブレット端末を購入いたしました。

それで、文部科学省に提示されております整備スケジュールにつきましては、現時点では今年度のみであり、次年度以降のOSの更新等における整備計画につきましては未定であります。

今後、何らかの指針が出た段階で、適切に対処してまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。当然そのときには電子黒板も同じようにWindowsのパソコンを使っております。端末に加えて電子黒板の更新というのも負担になってくるのではないかなと。ICT機器を使う以上は、永久に切っても切れない内容である、必要経費であるというふうに思っておりますが、その辺のところを、単純に補助金だけに頼るのではなく、町としてどのように整備していくかというのを、今後財政的な措置をしっかりと考えていって、そのセキュリティーがなくなったので個人のやつを持って来いなどということは学校の場合は言えないと思いますので、ぜひともしっかりと検討していただきたいというふうをお願いをしておきます。

あと、ICT支援員のことについてですけど、ICT活用教育アドバイザーというのは教育委員会が直接関係しているところですけども、町にとってGIGAスクールサポーターであったり、ICT支援員というのは、制度上基礎的自治体で整備するような内容ではなかったかなと思いますけれども、現在笠松町ではどのような状態になって、この1人1台パソコン、さらにはリモートの授業を今後も含めていくということになった場合に、その辺の対応は町としてどのように考えておられるのか質問させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） まず、私のほうからお答えさせていただきます。

ICT活用アドバイザーというのは、国と県教育委員会、そうした教育委員会のほうに御指導いただけるという方で、実は今、岐阜大学の加藤直樹教授がいらっしゃって、そちらの方と7月以降にGIGAスクールサポーターであるとか、ICTの支援員ですね、人材等、あるい

はどんな活用の仕方が望ましいのかということをご指導助言を受けて、それから進めてまいりたいというふうに思っています。どうしても学校で充実させるためには、そういった方々が必要だという認識をしておりますので、町とも相談をしながら配備をしていけるような、そういったことをお願いしていきたいというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） なかなか、このサポーターについても町側が単純に答えられないんだなというふうに思いますけれども、教育委員会の要望に応じてできる限りの手助けをしていただけるということをお願いしたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

I C Tアドバイザー等につきましても、教育委員会の要望を聞きながら、町として協議をしながら進めていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。現場で困らないように、ぜひとも積極的に教育委員会の要望に応じていていただきたいというふうに思います。

だんだん時間がなくなってきましたので、教育長のほうに、今度また質問をさせていただきますけれども、今回、笠松中学校では本当に一生懸命取り組んでいただいて、リモートの授業を行ったり、「笠T u b e」という動画をアップしたり、見られない環境のためにはモニター付きのDVDプレーヤーを配備して下さったりということで、町のほうも財政的に随分柔軟に対応して実現していただいたことには大変感謝を思っておるところであります。

リモートの可能性ということで、大変今後これから第2波、第3波が来る、もしくはたまたま病気で長期休みにならなければならなかったり、それから災害のこともあります。ということで、今後とも、そのタブレットが1人1台配られるということであると、リモート授業というのが非常に大切なことだと考えています。中学校ではもう既に行っていたので、今後さらに家庭のW i - F i環境の整備ということも国の補助がつくということで、今回当町の予算にも上がっているように、可能になっていくだろうというふうに思います。

しかし、例えば中学校ぐらいの子ですとリモートでタブレットを見ながら授業をするというのは可能だと思いますけれども、例えば小学校の低学年ぐらいの子が、お母さん、お父さんが家にいない場合、1人でリモートの授業を受けるというのはかなり困難だろうと思いますが、その点は教育委員会としてはどのような対応を考えられておるんですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 低学年の子たちの操作技能というのは、最初は多分抵抗があって、なかなかどうするの、どうするのというふうな感じになると思うんですけども、要はミレニアム世代と言われた子供たち、申し訳ないですけども、我々の感覚と今の子たちの感覚と、何が違うのか分らないですが、それが当たり前になっている感覚が子供たちにはあって、ちょっと操作の仕方とか、あるいは約束をすることによって、多分1年生、2年生ぐらいの子たちもやがて操作できるようになるんじゃないかなと、私はそんなふうに読んでいるので、最初は丁寧にきちっとその使い方について、こうこうするんだよということで教えて、そして家庭へ持ち帰らせて、実際につないでやってみるという、まずそこから始めることかなというふうには思っておりますが、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。確かに今の小学校の低学年の子は、生まれたときから携帯電話で、電線につながった電話というのは知らないかもしれないし、携帯電話といえばスマートフォンしか頭に浮かばないのかもしれない。そういうお子さんたちにとってはそれが普通だろうと思います。だけど、いつの時代でもそうですけど、子供さんが1人で机に座っておられる時間は、多分数分ぐらい程度だろうと思います。そういった意味でも、例えば遠隔でやる授業の仕方というのは、一斉教育とは違う方法を先生方のスキルとして身につけていっていただかなければならないというふうにも思います。その辺のほうも十分考慮していただいておりますけれども、あと、家庭学習でも当然そういったデジタル教材というのはこれからどんどん使っていくということになると思います。例えば家庭学習用のタブレットを提供しているような事業者さんもたくさんお見えになります。そういう事業者さんが開発した低学年用のものというのは、随分有効であるなということ、子供たちが飛びつくような内容になっているだろうと思いますので、そういったことというのも今後は検討されますか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 現時点では、子供たちがどう学ぶ力を得て、知識を身につけるのかというところが原点なので、何がいいとか悪いとかじゃなくて、やっぱりいいものは使っていきたいと思っておりますし、きちっと検討をしながら進めてまいりたいというふうには思っております。そういったアプリを専門的に開発していらっしゃる方が、やっぱりこの地域や近隣のところにもいると思いますので、そうした方々ともお話をするなり、あるいはつながりを持ったりしながら幅を広げて、そこから選択できる、そういう体制をつくっていきたいというふうには思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

それと、リモートの関係なんですけれども、この間NHKのニュースでもやっておりました。不登校で行けない子がリモートの授業になったら参加できる、それなら参加できるということで、実際に授業を受けてみたら勉強することが楽しくなった。なかなかそんな子というのは本当に一握りかもしれませんが、そういう子も中にはおられるということで、さっき言った学習の機会を均等にする、そして誰一人取り残さないという文科省のICT環境を整える前提の下に、例えば不登校であったり、そういう子たちにも、学校が再開されて、例えばこういう非常事態からの後の、例えばスマイル笠松でまずそういうことをやってみる、そして、その後そういう遠隔での授業参加も出席になるというような形で、リモートの可能性をどんどん広げていっていただきたいと思うんですが、その点について教育委員会としての考え方はいかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 学校にも今タブレットが入っております。フルで使われているかどうか、ちょっと把握はしておりませんが、そうしたものを数台スマイルのほうに持っていくとかしながら、実際スマイルの担当者のほうが話を聞いたところ、タブレットで勉強をしたいという子も中にはいたようなので、そうした子供のニーズにきちっと応えていけるようにしていきたいというふうに思っています。

先ほど川島議員さんが不登校の子であるとか、また特別支援の子たちにもとおっしゃいましたけれども、私は先にそっちをやっていきたいなというふうに思っていて、できるところからというんですかね、今ある中でまず始めようということで、やってみてどうなるのかというのは、具体的な計画がないといいますか、理想はあるんですけど、どういうふうに進めていくか、どういう道筋を取っていくかといったところがまだ自分の中では望ましい道筋がなかなか見つからないんですが、でも、そこから何か糸口が見つかって広げていくという、そんなことができたらいいなというふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。今までの質問、いろいろこの点について、過去に何回も質問を繰り返してまいりましたが、発達障害のことやICTのことに関して、これだけきちんと答弁をしていただいたのは初めてかなというふうに思っております。

それと、先ほど言いましたように、そうした入出力装置をつけることによって、タブレットを持つことによってその子たちが世界に羽ばたいていくという事例を実際に見てきました。前もお話したかもしれませんが、東京大学の先端科学技術研究センターの研修会では、実際にそうしてタブレットを持ったことによってアメリカに留学し、医師にまでなったという障害を

負ったお子さんもおられました。そういったことで、例えばディスレクシアのお子さんですと、もう音がむちゃくちゃになって聞こえなかったりするということであると、例えばサイレントヘッドフォンとタブレットを一緒に組み合わせていただくとか、いろんなことの中で、そのお子さん方へ配慮をしていただきたい。それから別室による、読み上げによる試験であったり、そういうことを日常的にしていないと高校入試でもさせてもらえないということで、そんなようなことをぜひ積極的に進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、2月のときに、岐阜大学の教育学部の教授の方とお話をして、発達障害のあるお子さんたちにタブレットの使い方を教えるという約束をしていたんですけれども、コロナの影響で頓挫したまま前に進んでおりません。ぜひとも教育委員会が主体となってそのような場をつくっていただきたいというふうに思っております。今後ともぜひとも御協力を頂きたいのですが、その辺のお考え方をまとめて、これで最後にしますのでよろしく願います。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） その方とということについてはなかなかお約束できないとは思いますが、要は、例えば特別支援学級の担任であるとか、あるいは教育相談担当のほう、不登校関係の子供たちに携わっている職員であるとか、そうした職員が実際に本当に子供たちが今何に困っていて、どういう支援をしていくといいのか、そのために、じゃあICTをどう使っていくんだという、その関係をきちっと整理して子供たちと関われるような、そういったことができるような場になるかなというふうに、今お話を伺っていて聞いておまして、いわゆる研修ということになるのかも分かりませんが、そういった機会を、こちらもできるだけ情報を収集しながら、時間のある限り勉強していけるようにしていきたいと思っております。ちょっと確約まではできませんけれども、そんな思いはあります。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 町側も教育委員会側も非常に前向きな御回答を頂いたと思っておりますので、ぜひとも義務教育を受ける子供たちが生き生きと未来をつくっていけるようなアシストをしていただけることを切に願ひまして、本日の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

3番 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 議長より発言のお許しを頂きましたので、発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

新人議員として初の定例会、初の一般質問で、偶然ですがトリを務めることになりました。大変光栄に思っております。

私は、66歳で45年間のサラリーマンを引退するまで町内会や地域とは全く無縁な仕事中心の生活を送ってまいりました。今の時代では考えられませんが、30歳後半にはほぼ1年間、毎月200時間の残業を3年間連続で経験し、毎日の睡眠時間が5時間で、母子家庭同様の生活を送ってまいりました。引退するに当たり、これからは地元や地域とのつながりを大切にしようとして、引退と同時に170世帯の組長としてデビューをし、町内の副会長、理事を務め、今年で6年目となりました。今まで知らなかった地域の問題や課題に直面し、町内会の役員の方々と話し合いながら前へ進んでまいりました。

もっと地域に貢献できるものはないかと考えたとき、その一つが防災士の資格を取ることでした。笠松町の補助を頂き、岐阜大学内にある清流の国ぎふ防災・減災センターで、朝9時から夕方5時まで4日間の講義を受けて資格を取りました。そして、現在自主防災会のプロジェクトメンバーとして自主防災訓練の参加者を増やすため、内容の充実に取り組んでおります。近年、大規模災害が多発していることから、町内会としての防災訓練の重要性に鑑み、子供からお年寄りまで参加できる体験型訓練の実施をしているところであります。

今回の町議選に出馬の決意をするに当たり、人と人とのつながり、地域とのつながり、世代とのつながり、その大切さと必要性を痛感した次第であります。

私が目標に掲げた大項目は2つであります。

1つは、住み続けたいまちづくりの推進であります。内容としましては、若い世代が安心して子供を産み、育てられるまち。誰もが参加、活躍できるまち。それからサロン等でおなじみのように、高齢者を独りにしないまち。こういうまちづくりを目指して、次の世代に引き継いでいきたいというふうに考えております。

2点目でございますが、安心・安全なまちづくりの推進であります。近年、温暖化によりまして気象災害等が多発しております。今後発生が危惧されております南海トラフ地震等大規模災害等に備え、自助・共助の役割が高まっております。先ほど触れました人と人とのつながり、世代とのつながりを、防災訓練等を実践し、訴えていきたいというふうに思っております。

サラリーマンの経験や町内会の活動の経験が、今後の議員活動に生かされるものと確信しております。そして、笠松を元気にしていきたいと思っております。

前置きはこれぐらいにしまして、質問に入らせていただきます。

農業を取り巻く環境は、農業就業人口の減少と担い手の高齢化による離農、後継者不足など

を背景に管理等が困難な状況となり、耕作放棄地が増える現状であります。笠松町の水田は、小規模な農家・農業経営が主であり、農業法人などによる大規模な農業経営や委託すら困難な現状であります。また、休耕田や耕作放棄地は増加傾向にある中、田畑の除草作業も遅れがちであります。また、除草されない田畑が散見されるようになってまいりました。

私も農業を始めて50年以上になりますが、一部を休耕せざるを得ない状況であります。私のように一部を休耕している農業者でさえ、田畑の除草は年間6回か7回実施している現状であります。そんな私でも除草作業が遅れ、草丈が30センチを超え、町の職員の方に現場を確認されまして、農業委員長名で文書を頂き、除草するように注意を受けた経験がございます。毎年除草しているにも関わらず、除草時期が遅れただけでも文書が送られてくるのです。

一方、通年除草されない休耕田も見受けられるようになってきたのも事実であります。先ほど述べましたように、農業を取り巻く現状からも、自分の田畑の除草や用水路、あるいは道路境の除草が十分にできない人が多くなってきております。今回の町議選で町内を回っているときに、80歳代の女性から道路の草を刈ってもらうようにしてもらえませんかというふうに訴えを受けました。多分車が少ない農道を朝夕に散歩しておられるのではないかと思います。自動車が来ると大変迷惑をしておられる様子でございました。

そこで、言われた近くの農道を確認してまいりました。現在道路舗装幅ですが、舗装してあって車が通れる状態のところは2メートル50センチ、舗装の端から田んぼの境までが1メートル80センチ片側でございました。反対側は測っておりませんが、多分同様だと思われまふ。つまり、道路として使用している幅2メートル50よりも、草が茂っている幅、道路を超えているという状況でございます。1メートル80センチの幅で田んぼの長さだけ何回も除草するのは、農家の現状を考えると完全に実施は、休耕田もあり不可能な状況であります。また、田の管理を委託しておられるところにおきましては、委託者は道路の除草は行いません。

そこで、道路管理者にお尋ねをいたします。除草してほしいという電話により、現場を職員の方が確認し、農業委員長名で農家に除草するように言われるのであれば、管理者として人に言われるのですから、道路の除草をされてしかるべきかと思いますが、お考えをお聞かせください。

2点目の質問に入ります。

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となり保険料を納めます。その保険料は特別徴収、つまり年金から天引きして収める方法が優先されております。一方、年金をもらっていない方、あるいは年金年額が18万円未満の方は、普通徴収といって他の保険料と同時に納める仕組みとなっております。そして、介護が必要になったとき、サービスが利用できる制度でございます。今日は、介護保険制度や介護保険料ではなく、事務手続や書類関係について質問させていただきます。

これは、私に関して送られてきた実際の話でございます。令和元年11月7日付の文書で、介護保険料の還付についてという文書が健康介護課から送られてまいりました。その文書の1枚目でございますが、令和元年度介護保険料については、本算定により賦課更正に伴いまして納め過ぎの状態となりました。つきましては、過納となりました保険料を還付させていただきますので、大変お手数をおかけしますが、同封の介護保険料還付金等口座振込申請書を下記窓口まで提出してください。また、不明な点がございましたら下記まで御連絡くださいというふうに書かれておりました。

そして、2枚目には町長宛での提出文書でございますが、介護保険料還付金等口座振込申請書となっております、そこには下記の保険者に係る介護保険料還付金、高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費などの介護保険に関する支払金の振込先口座について次のとおり申請しますと書かれております。

私には、この文書が何を言おうとしておるのか全く理解ができません。送付文書の介護保険料還付金等口座振込申請書を記入して提出をすればよいと思っておったのですが、提出文書には介護保険料還付金、それから高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費などということですので、まだほかにもメニューはあるし、将来新規事業もこれに入るかなあというふうに考えております。申請者が死亡するまで利用するための申請口座振込の番号だというふうに理解をいたしました。そのための支払金のための振込口座について申請せよと書かれています。送付文書の内容と提出文書の内容が全く別なものになっているのであります。

極端な言い方をすれば、口座振込申請書を提出すれば、役場の全ての部署で利用できると同様であります。その下に、申請者、被保険者、振込口座を記入するようになっており、被保険者が亡くなった場合には相続人としてくださいと書かれております。私の場合は、申請者と被保険者との続柄は本人となりますが、還付金を返すだけにどうして被保険者の氏名や住所、被保険者番号がなぜ必要なのか理解できません。

後日、令和2年5月27日、福祉健康センターで確認いたしますと、死亡した人が多いためだという回答でございました。そもそも、介護保険料還付金等口座振込申請書というのはおかしくて、介護保険料還付金ということ、そのためだけの口座申請書とすべきではないでしょうか。

以上、疑問に思いまして、役場の窓口で相談がてら提出に行ったのですが、窓口対応の女性は私の言っている趣旨がなかなか理解できず、課で決まっている様式ですという回答でございました。私はこの様式に問題があると思うので、窓口払いにできないかと尋ねました。返答はございませんでした。その間、20分ぐらいだと思いますが、横向きの上司の方は席に座っておみえでしたが、窓口には目もくれず、ひたすらパソコンに向かっておみえでした。部下の職員を1人にしないように目配りが必要だということを痛感いたしました。

後日、4日後でございますが、11月13日の文書でございますが、一部だけ修正をされました

介護保険料還付金申請書と、それから先日提出のために御足労をかけたという対応者のメモが貼られた文書が送られてまいりました。表題は介護保険料還付金、等がなくなっておりまして、口座振込申請書に修正をされ、高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費などという文言は削除されておりました。そして、受け取り方法のところには口座振込を希望、それから現金受け取りを希望というのが追加をされておりました。

私は送付文書に納得ができないので、そのまま放置しておきました。すると、約100日後、令和2年3月2日付の文書、3月3日に着いておりますが、再度介護保険料の還付についてという文書が送られてまいりました。するとどうでしょう、その文書には介護保険料還付金等口座振込申請書と書かれており、2枚目の提出文書には介護保険料還付金、等がない申請書となっているではありませんか。また、不一致、つまり送付文書は修正なしで送られてきたという現状であります。全くお粗末であります。

偶然にも、本日の朝日新聞「等」の正体という記事を御覧になった方がおられると思います。私が取り上げているのは、申請者の個人情報である口座番号を記入させ提出させる申請書などです。等の使い方でございます。

そこで、5点について質問をいたします。

口座振込の徴収時期についてでございます。令和元年11月7日、介護保険料の還付についての文書でありました。例えば住宅改修費の振込口座の申請は、住宅改修の申請をして決裁を受けて、オーケーになって初めて口座番号が必要になるのであって、申請時に聞く必要のない事項と考えます。また、振込口座は必要なときに1つだけのために申請すべきものであって、多数に利用するものではないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、還付金申請が申請者本人の場合、被保険者氏名、住所、あるいは保険者番号についてでございます。今回の介護保険料の還付について、還付金申請が申請者本人の場合などに被保険者氏名、住所、被保険者番号が必要なのか、これこそ振込口座だけでよいのではないのでしょうか。介護保険料を徴収された本人が申請するのが原則であって、本人が亡くなった等はその次に考えるべき項目だと思いますが、いかがでしょうか。

3番目でございます。送付文書や提出文書の決裁区分についてお尋ねをいたします。介護保険料の還付について3度文書が送られてまいりましたが、当初の文書はもちろん、2度目、3度目の修正文書も不完全な文書ばかりでした。令和2年5月27日に福祉健康センターで課長さんに確認したところ、文書や様式変更の決裁は回ってきたとのことでした。どこまで決裁を取ることになっているのかお尋ねを申し上げます。

4番目、同様の還付金の送付文書の発信者についてでございます。税務課の還付金の発信者は町長名となっており、健康介護課の場合は課名でございます。健康介護課で文書が出されております。同様の還付金でありながら、その取扱いに統一性がないのですが、どのように考え

ておられるのかお尋ねをいたします。

5番目、周知の徹底や職員の研修についてでございます。今回は健康介護課の例で質問いたしましたが、文書事務についての周知徹底や研修を実施する必要があると考えますが、考えがあればお答えください。以上でございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの御質問にお答えします。

私のほうからは、町道の除草について。道路管理者としての道路の除草をされてはしかるべきではないかという御質問に対する答弁でございますが、町道路肩の除草は、交差点や通学路などにおいて見通しが悪く危険な場合や、国・県と共同で実施している堤防上の町道を除いて、道路地先の地権者の皆様をお願いしております。

本来、町道路肩は道路管理者である町が管理すべきではありますが、町道の延長は約154キロメートルあり、年2回除草を実施すると、除草に係る単価は1平米当たり約2,000円で、単純計算でいたしますと毎年約1億2,000万円の費用が必要となります。土木費は、令和2年度の当初予算では約5億円ですが、このうち半分の約2億5,000万円は下水道事業負担金で、人件費を差し引くと、実際に道路や河川、公園等の維持や交通安全施設の設置に使用できる予算は約1億9,000万円であります。

町の限られた財源の中で、4月30日の臨時議会後に開催された全員協議会においても御説明させていただいたとおり、羽島用水パイプライン上部利用をはじめ主要課題や道路維持管理も含めて様々な事業を実施するには、住民協働が不可欠であります。そうした住民の皆さんの御協力の積み重ねによって、各事業を実施していく財源を確保することができ、今後の町の発展につながっていくものになると考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次の御質問、介護保険料の還付についてと、発信者名や周知徹底については、それぞれ担当部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 私のほうからは、介護保険料の還付について、振込口座の徴収時期についての振込口座は多数に利用するものではないと思うがどのようにお考えかということについて、お答えさせていただきます。

振込口座につきましては、それぞれの申請書に振込先を記載いただいております、議員御指摘のとおりのお取り扱いをしているところであります。ただし、御質問にありました介護保険料還付等口座振込申請書については、保険料の還付先が不明な場合、また各種申請書の提出後に申請者が亡くなった場合などで振込先が不明となった場合の振込先を確認させていただく趣旨のもの

であり、手続をされる方の負担軽減のため1枚の様式で振込先の口座を確認できるようにしているところであります。その様式を保険料の還付のみの場合にも使用したため誤解を招く形となりましたが、御指摘を受け、保険料の還付のみの申請書を作成したところです。

続きまして、還付金の申請が申請者本人の場合に被保険者氏名、住所、保険者番号の必要性があるかということについてですが、各種申請様式については、御質問にあるとおり重複して氏名等を記載する必要がないよう配慮しているところですが、介護保険料の還付においては、その理由が死亡による場合が多くあり、申請者と被保険者が異なるケースが多く、申請者欄と被保険者欄を別々に設けてあります。なお、被保険者欄については、申請者と同一の場合は住所の記載を省略するなど記載いただく内容の簡素化を図っているところでありますが、被保険者番号については、確実に本人の確認を行うため御記入いただいているところであります。

続きまして、送付文書や提出様式の決裁区分についてですが、送付文書等については、条例、規則、要綱等に定めのあるもののほか、規程等に定めのない任意のものがあります。今回の送付文書及び申請書の様式は任意の文書に当たり、当町事務決裁規程による決裁区分により、課長決裁により事務処理を行ったところであります。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、同様の還付金の送付文書の発信者の相違ですとか、周知の徹底、職員研修の実施についてお尋ねを頂きましたので、お答えをさせていただきます。

介護保険料を含みます税や料の決定通知書や過誤納付金・還付金通知書は、町長を発信者とさせていただいて送付しておりますが、先ほど住民福祉部長が御答弁をさせていただきましたとおり、還付金の振込先を確認するなど任意の文書につきましては、当町事務決裁規程の決裁区分により課名により発出を行っていたものでございます。

また、職員への周知の徹底、職員研修の実施につきましては、新規採用時に研修を行い、その後におきましては職務現場での業務を通じて指導を行っているところでございますが、今回御指摘いただきましたことをよき機会として捉えまして、今後一層文書事務の適正な取扱いに努めてまいりたいと思っております。

今思っておりますのは、具体的には庁舎で使用いたしておりますグループウェア、デスクネットというものがございますが、こちらのインフォメーションを活用して周知をしてまいりたいと考えております。現状におきましても、例えば給与、休暇、服務等に新たな制度が導入・創設された場合であるとか、制度が改正されたときなどのほか、契約事務などの一般事務におきましても注意喚起を必要とする場合などに活用しておりますので、そういった形で実施をしていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、法令にのっとって事務を進めることは大前提でございますが、職

場として前例踏襲的なところは否めませんので、やはり文書作成の本来の趣旨・目的に立って踏まえるところは踏まえ、改めるべきところは改める。そして、何より住民の皆さんに分かりやすくお伝えする。こういったことも併せて伝えていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 先ほど町長に御回答いただいて、ありがとうございます。

特に平米当たり単価が200円というふうに聞いておりますので、ちょっと確認だけさせていただきます。

特に回答は求めませんが、私に言われました80歳代と思われる女性の方は、散歩のときにとりどころにある休耕田、あるいは耕作放棄地の道路端の除草をしてほしいというふうに私は言われたと理解しております。2月ですので当然枯れ草になっておるとい状態でございますが、金額的なことを言われましたが、町全体でもそんなに多額になるとは思えません。実際に実施をしてほしいというのが本音でございますけれども、現状の承知をいたしております。ですから、米の収穫が終わったすぐ11月下旬頃、一回管内を通られたときに確認を頂ければ、そんなに多い状態になっていないということが確認いただけるのではないのでしょうか。

1点質問させていただきます。

振込口座の徴収時期についてでございます。各種申請書の提出者が亡くなった場合につきましては、振込先が不明となったような場合を確認していただくために取っておるとい回答がございましたが、先ほど住宅改修費の例で申しましたように申請から振込まで時間がかかる、その間に申請者が亡くなるということなので、決裁がオーケーとなって確認をすればよいのではないのでしょうか。その点についてお伺いします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今の住宅改修の場合につきましては、事前にその住宅改修についてまず申請をしていただきます。それは事前に住宅改修をしていいかどうかという、その内容について申請をしていただきます。それについて、住宅改修してよろしいですよという決定通知をお出しした後に、その費用の支給申請というものをまたしていただくんですが、そのときに口座の振込先のほうを記入していただいております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） それでは、次の質問に移ります。

送付文書や提出様式の変更の決裁区分について、確認いたします。

先ほど、申請者の振込口座を聞く提出文書、任意文書とのことで、回答は事務決裁規程によりまして課長決裁ということで行われておるということで、その場合につきましても発信者は課名というふうにお聞きしたんですが、私としては課長名のほうがいいのではないかとというふうに提案をしたいと思うんですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうから、現在笠松町の公文書規程におきましては、対外的文書等を発出する場合には町長名を用いて発出することとなっております、軽易な文書につきましては町長名をもって発出することができるとの規定を置いております。それ以外の部分の任意の文書につきましては、それぞれ所属で決裁区分に応じて発出をさせていただいておると申しましたけれども、御案内文書的なものについては組織名を用いております部分もございますが、今の高橋議員御指摘のように人の名前、発信者名をもって発するの適切な部分もあると思いますので、今後そのように努めさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 振込口座の番号を聞くというのは個人情報の最たるものだと思いますが、それを課名で出すというのはいかななものか、その辺だけ確認して終わります。それはいいです、回答は要りません。というふうで、私は質問させていただきました。

周知の徹底、それから職員の研修について、1点お答えを頂きたいと思います。

今後一層、文書の取扱いと適正な取扱いに努めますというふうに回答を頂いたんですが、介護保険料の還付につきまして3度文書を頂きました。私が思うに全て不完全だというふうに理解をしておりますが、先ほど課長決裁と伺いましたが、何人の方が目を通して決裁が下りておるかは分かりませんが、取りあえず緊張感を持って決裁を頂きたいというふうにお問い合わせして終わります。以上です。

○議長（伏屋隆男君） これをもって、一般質問を終結いたします。

日程第2 第30号議案から日程第22 第54号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第30号議案から日程第22、第54号議案までの21議案を一括して議題といたします。

第30号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第31号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第32号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料をお願いいたします。ページは31ページです。

旧文書と31ページのところで省かれた中に、死亡もしくは負傷のと下線の引いてあるところですが、その中のこの死亡は抜かれたようですがこの線のその理由が分かれば教えてください。

それから、次の説明資料の32ページのところで、旧のほうなんですけれど、支給されるべき障害補償年金の額を100分の5という部分も省かれたようですが、その辺についても、そして今後のこの新しいほうではどのようになるのか、もう少し説明をお願いできないでしょうか。この100分の5については33ページも関係しておるようですけれど、お願いいたします。

それから、もう一つあります。事故発生に関わる勤続年数などによっての34ページの新しい表ですが、団長及び副団長、そして10年未満、10年から20年未満、20年以上とに分かれて、基本のお金の額が団長及び副団長につきましては、10年未満はプラス40円、それから10年以上20

年未満はプラス20円、20年以上については変わらず。そして、分団長及び副分団長の場合には10年未満がプラス70円、10年から20年未満がプラス50円、そして20年以上はプラス40円、その下も同じような形で100円、90円、70円というふうなプラスになってはおりますが、団長及び副団長についての、大変年数があっても変わらないという状況などが起こっているようですが、これについては国から来たものをそのまま笠松町に当てはめられたのかということと、だから、その理由もついていたのではないかと思います、教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうから、3点御質問を頂きましたので順にお答えをさせていただきますと思います。

まず、31ページの中で御指摘頂きました死亡もしくは負傷の原因である事故がほにゃららという部分が削られているが、どういったことかということでございます。

以前の旧の文書を御覧いただきますと、同じくだりが2回にわたって復唱される形で明文化をされております。今回、消防の事故の確定した日というものを、31ページ左側新のところ、以下事故発生日というという形で、こういった行為を事故発生日ということによって定義づけることによって、後ほど同じ表現が出てまいるときには事故発生日ということによって同様の形になるということで、条例の改正をさせていただいたというものでございます。

続きまして、2点目の100分の5のくだりについてでございますが、こちらのほうは市中金利なんかお伺いいたしまして、民法の一部改正により法定利率の改定が行われたところでございます。その改正を受けるような形で、従来100分の5ということによって率を定率でうたい込んであったわけですが、これを事故発生日における法定利率というような形で読み替えまして適用していこうということでございます。

最後3点目、その階級によっていろいろ基礎額に変動があって、上がる人もあるけど上がっていない人もあるんじゃないかということで、議員御指摘のとおり国のほうにおいて定めております非常勤消防団員の損害補償の基準を定める政令、こちらのほうが一部改正をされまして同様の手続をするものでございますが、補償の基礎となってまいりますのが、国の公安職の給料表というのがございまして、それを基に改正されてきておりますので、そういった形の中で改正の差異が生じてきたものと認識をいたしているところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 確認なんです、要するに事故発生日の、という形でこの文章をまとめたということですから、ということは、事故発生の際に死亡という場合でもこの条例に基づいて行われるということですね、含めて。そこだけ確認しておきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） おっしゃるとおりで、そのような取扱いになるものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この改正によって、一応消防団員の方たちの事故、災害はいろいろありますので分からないんだけど、そういうときに少しは充実させたことになっているというふうにとっていいですね。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えします。そのとおりでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり承認することに決しました。

この際、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第33号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第34号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 月曜日にいろいろ勉強させていただきましたけれども、取りあえずコロナに関連したいろいろの税の改正と、コロナの期間についての対策のようなものなのですが、何条の何についてじゃなくて、内容・中身は、こういう税とこういう税はこういうふうになるんですよというふうに教えていただきたいと思いますが、お願いしていいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、せっかくお手元に資料も配付させていただいておりますので、会議資料の35ページを御覧いただきたいと思います。

今回、私どもとしてはなるべく分かりやすいようにということで概要等もまとめて資料のほうをこさえたつもりでおりますが、いかんせんもじもじした資料になっておりますので、ちょっと御容赦頂きながら概要だけかいつまんで御説明させていただきたいと思います。

まず、第1条関係、固定資産税の関係でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染拡大の経済対策ということで、特に記載のとおりでございますが、前年同期から30%以上売上げ等が減少しました中小事業者の皆様に対しては、所有されます償却資産ですとか事業用の建物に係る固定資産税を、令和3年度の固定資産税でございますが、その売上げに応じて2分の1もしくはゼロとさせていただくような制度になっております。

また、併せまして生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充ということで、こちらもうこういった向上性の高まるような設備、それを導入された方に対する固定資産の特例、こちらもうがまち特例というんですけれども、そういったような整備もしながら中小事業者の皆さんの固定資産税の状況に応じた支援といいますか、経済措置等を講じてまいるといような内容になっております。

続きまして、めくっていただいて36ページの一番頭には軽自動車税の関係で、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長ということで記載がございます。こちらのほうは、従来は自動車取得税という形で課税がされておったものですが、今年度からは環境性能割ということで、その自動車の性能に応じて税負担を課するというような制度に変わってまいりました。こちらは当初、消費税の引上げ等もございまして最初は9月30日までという形で期間を切っておったんですが、こういったような景気低迷とか消費の冷え込みというようなこともございまして、今回延長させていただいて3月31日まで適用していくということで、こちらもう2%、1%、非

課税という税率があるんですけども、それぞれ1%ずつ税率を軽減させていただくという
ような支援の内容になっております。

続きまして、収納関係では、徴収の猶予制度の、すみません、ちょっと誤字があります。猶
予制度の特例ということで、従来はこういった事情がありますと納税猶予するにも100万円以
上の場合には担保が必要になったりとか、延滞金が課されるというようなことがあったんです
けれども、今回の新型コロナウイルスの緊急経済対策といたしましては、そういう特別な事情
がある場合には、無担保、延滞金なしで1年間徴収猶予をするという制度でございます。こち
らも窓口や電話で相談とかも頂いておまして、先般、課長に確認いたしましたところ3件ほ
どのお申出を頂戴しておるというような状況になっております。

次、37ページ、こちらは個人町民税の関係でございますが、新型コロナウイルスの関係で国
ですとか地方公共団体からいろんなコンサートとかイベントなんかの開催の自粛要請がなされ
ているところでございます。そういったものを受けて、対応をした入場料のチケット、こちら
のほうは主催者側に現金ができるだけ残って事業運営ができるようにということで、払戻しを
してもらわなかった部分については寄附金控除として税制上の対策をいたしましようという制
度でございます。具体的にはどういった部分がどうかということについては、新型ウイルスの
感染症の特別措置法というのがございまして、そちらで文部科学大臣がこういった事業が該当
するよというようなことを指定してまいりますので、それを受けて町のほうでも寄附金控除等
の対応をしていくというような内容のものになってございます。

おおむね、以上が今回町税条例の中で新型コロナウイルスの感染の関係で、景気対策ですと
か経済対策の一環の中で税制上の取られる措置というような形になっております。かいつまみ
でございますが、今申し上げたことが概要でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

そこまで聞くと、やっこの文章の中身が分かる程度ですので、よろしく願いいたします。

そこでですけど、例えば特にチケットの問題なんかは、本人からの申請があつて、国から
来たのと対応して寄附金の制度にしていくということですか。そうでなきゃ分かりませんね。
だから、申出があつてからですね。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

対象となりますチケット等については、文部科学大臣が逐次公表していかれるということに
なっておりまして、該当するチケットを保有しておられる納税者の方が、通常でしたら確定申
告等される折に、ほかのものと一緒に併せて御申告を頂いて、控除の適用を受けていただくと

いった形になるものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） このチケットの問題でいきますと、大抵どっちかという私たちのような高齢者よりも若い方たちがこの中に組み込まれておるような気がするんですが、それと税申告との関係で言えば、何かでお知らせしてあげないと親にも言わないしなんていう形で終わって、せっかくこんな制度があっても生かされないような気もするんですが、その辺は生かされますか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） この控除の適用につきましては、申告の折ですとか皆さんにお知らせすることも当然ですけれども、ホームページ等でもお知らせをしてみたいと思っております。ただ、これは払戻しできる権利を放棄した場合でございますので、普通に払戻しを受けられればそれだけというような形にもなりますので、一応その辺の選択は購入者にあるということで、払戻しするのもあれですし、もしそのまま請求権を行使されなかった場合には税制上寄附金控除の適用をいたしましょうという内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第35号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） コロナの関係で、議案36ページの放課後児童クラブについて、その間のコロナに対応された学童保育の関係の全体の事業、ここで人数はこの前言われて、会計年度任用4人と、どこがどうだったかメモに人数が4人と6人と8人なんていうのが書いているんですが、その対応されたのの補正だと思いますけれど、全体の事業としては子供さんの人数は、

コロナの始まった頃、要するに3月なんかでは増えていて、だんだん減ってきたような話を聞いたたりしているんですけど、どんな状況だったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

3月2日から休校になりまして、その時点では笠松小学校が36人、松枝が113人、下羽栗が71人ということで、新規の方もそれぞれ9名、21名、2名というふうに利用の方が増えております。ただ、その後、春休みは通常どおり、通常の春休みの利用の方ということで、通常のときの人数と変わりはありませんでした。

その後、また4月8日から再度臨時休校となりましたので、そのときにつきましては、4月9日の春休みが終わった時点、そのときと比べまして利用者のほうは、パーセントは出ていないんですけど、笠松が21人、松枝が82人、下羽栗が52人ということで、減ってはおります。

その後、県のほうの非常事態宣言とか、国のほうの緊急事態宣言が出まして、その宣言が出たことによりまして4月9日春休みが終わった時点の人数に比較しまして、笠松では90%の減、松枝は80%の減、下羽栗は70%の減ということで、かなりおうちの方にもお休みがそれぞれ要請されておりましたので、減っております。

その後、6月1日からまた分散登校ということで始まりましたが、その時点では笠松が22人、松枝が80人、下羽栗が49人ということで、少し人数のほうは戻ってきており、春休み明けの状態と近い状態になっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 子供さんの人数と併せて先生の対応が、小学校の先生もお手伝いしてくださったというのが3月だろうと思うんですけど、その後についてはこの人数のような対応だということだとすれば、どのような状況だったか少し詳しくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

細かい人数まではあれなんですけど、3月中は学校の先生にもお手伝いいただきまして、それぞれの教室とかも使わせていただいて指導をしていただきました。4月以降になりまして、下羽栗小学校については校舎をそのままお借りしているということもありますが、支援員の人数を増やしたのと、あと、また後ほど補正で出てくるんですけども、派遣の指導員の方をお願いして対応させていただいております。

派遣の方の人数ですけども、4月、5月、6月、3か月間ですが、松枝小学校と下羽栗小学校について派遣の方をお願いしております。それについて増額のほうをさせていただいておりますが、松枝で延べ253人、下羽栗で192人という派遣の方をお願いしております。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第40号議案 笠松町総合計画条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 報酬のほうはいいんですが、大体この審議会は年何回開いて、人数は何人の予定を組んでみえますか、それを教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず、この総合計画の審議会につきましては、今年度4回を計画しているところでございます。あと、委員の人数につきましては、この条例の第4条、43ページにも記載をしておりますが、委員20人以内でもって組織するというふうになっておりますので、おおむねその20人以内で組織をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

委員は町のほうで決めるのか、公募するのか、そういうことはやらないということですか。その辺のところ、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

現在のところ、委員の構成につきましては10年前に審議会を開催させていただきましたときとメンバー的には同じような役職というか、メンバーを想定しております。議会、町内会、商工会、社協、いきいきクラブ、民生・児童委員、医師会、教育委員会、農業委員会等は前回

と同じようなメンバーをお願いをしたいと現在のところ考えております。

また、この総合計画ですけど、まち・ひと・しごと総合戦略も一体的に策定をするということで規定をさせていただいておりますので、総合戦略でいきますと産官学金労言士、あらゆる分野の方をお願いをするということで、さらに金融機関であるとかメディアの方ですとかを委員に選んでいきたいというふうで現在のところ思っているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

お聞きしたところ大体のメンバーは分かりましたが、やはりいつも同じようなメンバーが多いというような感じを受けます。そこは1割ぐらい公募をしたら、また新しい考えの人が集まると思いますので、ぜひその辺のところを検討していただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） この委員さんって、基本的には町内の団体とか町内の人ということで考えていらっしゃるのか、学者とかということで他のこともあるのか、その辺、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

先ほど私が申しました、いろんな団体につきましては町内の方になりますが、町内に限ることなく広く委員を選定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

○10番（長野恒美君） はい、ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

第42号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

第44号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番(長野恒美君) これは学童保育の指導員さんの資格を取る問題なんですが、プラス中核市の長さんのところで行われる指導者の講習会も加わるということではお聞きしましたが、大体年に何回か行われるのか。取りあえず県と教育機関と中核市の長のやる講習会ということで、そして、岐阜県内じゃなくても中核市であるところを受けるという点では4日間行われるそうなんですけれど、一般的には1年間に何回の講習会があるのか。それから、その指導員さんは勤めながらでもいいということですが、その待遇についてはどのようになっているのか、お願いいたします。

○議長(伏屋隆男君) 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長(服部敦美君) お答えをします。

まず、県の研修なんですが、岐阜会場、西濃の会場、東濃の会場ということで、3会場あります。1会場につき4日間実施され、その4日間を研修していただくという形になりますので、お一人の方がもし岐阜会場が駄目であれば西濃、東濃というふうに、3回受ける機会というものはあるかと思えます。

政令市につきましては、ちょっと今把握はしておりません。中核市につきましては、本年度は、岐阜市のほうは実施をしないというふうに聞いておりますので、今年度分につきましてはこの岐阜県の3会場で行われる研修で、岐阜会場のほうに3人研修の申込みをしております。

その研修に行かれる場合なんですが、一応その研修に行かれるときに任用職員さんであれば年休という形があるかとは思いますが、基本的にこの資格を御自分で取っていただくということで、行かれることに対しての手当というものはありませんので、お休みをしていただいで行っていただくという形になります。

○議長(伏屋隆男君) よろしいですか。

○10番(長野恒美君) ありがとうございます。

○議長(伏屋隆男君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

第46号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町にある、この条例に該当するところはないということですが、取りあえずもう少し詳しく説明してください。確かに保育に漏れる方がたくさんあって、少しでも働く人のために預かれる方法を幾つかこうして作られていっているわけですが、特に子供1人の広さだとか、資格の問題だとか、事故がないようにする問題などいろいろあると思いますが、この条例では家庭的に行われるということは、ある意味では個人がお預かりすることなのかなと思ったりするんですが、ちょっと説明してください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

保育所には、今、保育所とか幼稚園とかあるんですけども、地域型保育事業というものがあまして、今の笠松の保育所というのは、通常一般的に言われる教育・保育施設というものになりますが、その地域型保育事業というのは19人以下の小さな規模のものであって、それから2歳までのお子さんをお預かりするという保育事業になります。

その地域型保育事業の中に家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育という

4種類のものがありまして、その中に家庭的保育というものについて今回出させていただきます。この家庭的保育というのは、またその中でも5人以下の少人数のお子様をお預かりするという保育事業になります。

この地域型保育事業を実施するには、2歳までですので、2歳を超えて卒園した後だとか、実際規模が小さいですので連携をする施設が必要になってくる、連携施設を確保しなければならないということがあるんですが、なかなか今は難しいということで、その確保を緩和するという形のものを今回出させていただきます。

その緩和する方法として、地方自治体の支援というのが、例えば公立保育所が園児を協定等によって優先的にお預かりするというような形を取るとかというような、そういう支援によって家庭的保育事業所の卒園児を優先的に受け入れられる体制が取れるのであれば、連携施設の確保は不要としますという内容のものを今回出させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町は、今、基本的に民間保育所になっているんですね。そこで家庭的保育事業の方が連携を取るような約束か契約をすれば、成り立っていくよということで考えてもいいんですか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

実際には今、家庭的保育事業所はありませんが、もしあった場合にそういうふうに協定を結ぶとかということで確実に卒園後もお預かりしていただけるということがあれば、連携施設の確保は不要と。議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

○10番（長野恒美君） はい。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

第47号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） このコロナの関係で、コロナにかかった場合安心して医療にかかれ、その費用などを補償していくということで傷病手当の制度というのを作られたと聞いておりますけれども、ただし、国保の加入者の中の被用者についてだけがこれで対応できるという中身のようなのですが、町長さんにお聞きしますが、住民福祉部長のほうにお願いしたのは、この加入者の中で被用者と非被用者人数が分かたら調べていただけませんかとお尋ねしましたが、分かったんでしょうか。そして、結果として町長さんのほうに国保の加入者はどの方も万全な、資金的にいきましても、病気になって、事業主であっても、事業主が病院に入ることによって被用者も大変な被害を受けていくことになると思うんですが、だからこの条例のほかの加入者につきましては、町としてぜひ、出た場合のことですけど、何とか傷病手当を町として支給するようなことが考えられないのかどうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今の御質問なんです、コロナに関しましては、保険の中で後期高齢も含めて全て適用できるというふうに聞いておりますので、多分そういった対応も十分今の制度の中で賄えるというふうに受け止めております。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

5月1日現在の国保加入者で、平成30年中に給与が支払われている方の人数なんですけれども、1,670人です。令和元年4月から令和2年3月までの平均被保険者数は4,512人となりますと、そのうちの37%ということになります。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） この今の条例の中では、被用者のみというものになっているように私は思っているんですけど、町長さんのような形でお願いできることを望んでおりますので、どうぞ研究してください。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

第48号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

第49号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時10分